

建設国保

KENSETSU
KOKUHO



新型コロナウイルス感染症で 療養を受けた場合の給付金について

建設国保では、新型コロナウイルス感染症の療養のために、組合員が入院された場合はもちろん、組合員が軽症のためホテルなど医療機関以外で療養された場合にも「傷病手当金」を給付いたします。

ただし、感染の疑いがあるため自宅待機をされた期間や、ご家族は給付対象外となります。

◇医療機関へ入院した場合

「傷病手当金請求書」に担当医師の証明を記入いただいでください。

◇ホテルなどへ宿泊療養を受けた場合

自治体などの発行する証明書を「傷病手当金請求書」に添付してください。

※北海道では「宿泊証明書」が交付されます。

北海道以外の地域では「入院勧告通知書」など証明の名称が異なる場合があります。

※自治体が行う「休業手当」や「持続化給付金」などについては、所管の機関にお問い合わせ願います。

今年度の集団健診は 新型コロナウイルス感染症の対策を徹底しました

医療機関のご協力により、受付時間を細分化してご案内し、ご案内の時間前には入場をお断りするよう徹底することで、会場内を少人数に抑えて受診いただきました。ご参加いただいた皆様には、積極的にご協力いただき、待ち時間がなくスムーズに検査を受けることができたと好評でした。

今後も、状況により皆様の安全に配慮し、感染症対策を踏まえたうえで、実施してまいります。ご参加いただいた皆様には、開催時期の延期や、感染症対策(検温・消毒やマスクの着用など)にご協力いただき誠にありがとうございました。